

学校給食徴収条例施行規則の制定について

教育総務課

学校給食費の公会計化に伴い、徴収に係る条例施行規則を制定します。

1 単価の改定

令和3年度給食費の額は下記のとおり。

	小学生	中学生
令和3年度単価	285円	326円
令和2年度単価	275円	315円
比較増減	+10円 年額(1,850円)	+11円 年額(2,035円)

2 給食費納入計画(案)

区分			小学校	中学校
保護者負担額			285円	326円
年間給食実施計画数			185回	185回
給食費年額			52,725円	60,310円
支払回数別 各月納入費	月払い	4月	—	—
		5月	4,700円	5,500円
		6月	4,700円	5,500円
		7月	4,700円	5,500円
		8月	4,700円	5,500円
		9月	4,700円	5,500円
		10月	4,700円	5,500円
		11月	4,700円	5,500円
		12月	4,700円	5,500円
		1月	4,700円	5,500円
		2月	4,700円	5,500円
		3月	精算額	精算額
	年2回払い	5月	47,000円	55,000円
		3月	精算額	精算額

令和3年琴浦町規則第 号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、琴浦町学校給食費徴収条例(令和3年琴浦町条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(学校給食費の額)

第3条 条例第3条第1項の一食当たりの学校給食費の額(以下「給食費単価」という。)は、次に掲げる額とする。ただし、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の一部の提供を受けることができないときは、給食費単価を調整することができる。

(1) 児童 285 円

(2) 生徒 326 円

(学校給食費の納入)

第4条 町長は、給食費単価に年間学校給食実施予定日数(年度の当初において当該年度に学校給食の実施を予定している日数をいう。)を乗じて得た額を基に年間納入計画を立て、保護者に通知するものとする。

2 保護者は、前項に規定する年間納入計画により、学校給食費を納入するものとする。

3 町長は、当該年度における各児童及び生徒の学校給食を受ける回数が確定したときは、当該年度の給食費の額(以下「精算金額」という。)を決定し、既に前項の規定により納入された額(以下「納入済額」という。)との差額を精算するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めるときは、別に納入額及び納入期限を定めることができる。

(学校給食費の還付)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収した学校給食費の還付をすることができる。

- (1) 精算金額が納入済額を下回った場合
- (2) 町長がやむを得ない事情があると認める場合
(学校給食費に相当する経費の徴収)

第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき 296 円
- (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき 337 円

2 前2条の規定は、前項の経費の徴収について準用する。

(学校給食の試食等に係る経費の徴収)

第7条 町長は、学校給食の普及充実に努めることを目的とした試食その他臨時に学校給食を提供したときは、その都度、前条第1項に規定する額を徴収する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。